

トランプ政権、前政権の AI 用半導体を規制する輸出管理規則を撤回

ステーヴ・E・ベッカー、ナンシー・A・フィッシャー、マシュー・R・ラビノウィッツ、サハル・J・ハフィーズ、ローヤ・モタゼディ、バーブラ・E・キム、サンティアゴ・J・ヘルドイザ

- トランプ政権は、バイデン政権による AI 用半導体を規制する輸出管理規則を、発効日直前に撤回しました。この措置は、米国の大手テクノロジー企業からの反発の表明を受けたものとみられます。その結果、BIS は、2025 年 5 月 15 日以降遵守が求められていた高度コンピューティング用 IC に関する全世界を対象としたライセンス取得義務等を執行しない方針です。
- BIS は併せて新たなガイダンスを出しました。当該ガイダンスでは、Huawei 製 Ascend チップを含む特定の高度 IC に関して、輸出管理規則上の広義に定められたいかなる取り扱いをした場合にも、米国の輸出管理法令違反による民事および刑事責任の対象となる可能性があるとして広く注意喚起しています。
- BIS は将来的に代替となる規則を出す見通しですが、現時点では新規則の発表時期について明らかにしていません。米中間における技術分野での通商上の緊張が高まる中、企業は、自社のサプライチェーンに関するコンプライアンス体制を常に最新の状態に保つ必要があります。

2025 年 5 月 13 日、米商務省産業安全保障局(BIS)は、バイデン政権下で制定された人工知能(AI)拡散に関する規則(Artificial Intelligence Diffusion Rule)を施行予定日の 2 日前に撤回すると発表しました。同規則は、2025 年 1 月 15 日に暫定最終規則(interim final rule)として発表されたもので、AI 用半導体規制輸出管理の枠組み(Framework for Artificial Intelligence Diffusion)として、高度なコンピューティング用集積回路(IC)の輸出、再輸出および国内移転に関する新たな要件を輸出管理規則(EAR)の下で規定していました。これらの要件は、高度 AI 用チップに対する新たな輸出許可(ライセンス)および輸出量の制限を設定するとともに、各国地域に対する輸出制限の適用を段階的に評価する枠組みを導入するものでした(詳細は[過去の記事](#)をご参照ください)。

トランプ政権による当該規則の撤回は、米国の技術革新を阻害し、戦略的パートナーとの外交関係を弱体化させるおそれのある「過度な新規規制要件」を排除することを目的としています。BIS 担当次官ジェフリー・ケスラー氏は、BIS が代替となる AI 用半導体規制輸出管理規則を発する予定であると述べましたが、その公表時期については明らかにしていません。ただし、BIS の発表によれば、新たな規則は、トランプ政権の「信頼できる世界中の友好国との間で米国の AI 技術を共有しつつ、敵対国への技術流出を防止する大胆かつ包括的な戦略」を反映するものになるとしています。

今回の撤回は、米国の主要テクノロジー企業による反発の表明を受けた動きともみられています。企業側の主な懸念点としては、サプライチェーンの分断の可能性や、輸出規制の強化によって、競争上、海外企業に対して不利になるといったリスクが挙げられていました。

BIS による AI 輸出管理に関する新たなガイダンス

前政権による AI 用半導体規制輸出管理規則撤回の発表に併せて、BIS は、米国の輸出管理制度を強化するため、(1) 中国の AI モデルトレーニングに用いられる高度 IC およびその他の物品に適用される輸出管理に関する政策声明、(2) 輸出管理分類番号 (ECCN) 3A090 に分類される中国製 IC に対する一般禁止事項 10 (General Prohibition 10、GP10) の適用、(3) AI サプライチェーンにおける規則迂回の防止に関するガイダンスの 3 件の文書を発表し、これらはいずれも 2025 年 5 月 13 日に効力が発生しています。

1. AI モデルトレーニングに関する政策声明:

「[AI モデルのトレーニングに用いられる高度コンピューティング用 IC およびその他の物品に適用される可能性のある輸出管理に関する BIS 政策声明](#)」は、中国企業に対する AI モデルトレーニングに関して新たな輸出管理規制を、中国企業に対して導入するものではありません。この声明は、EAR パート 744 の包括的規制 (catch-all controls) の下、中国、マカオおよびその他の D:5 に属する地域に対しライセンス要件が発生する行為に関する指針を提供するものです。該当する行為は以下のとおりです。

- EAR の規制対象である高度コンピューティング用 IC および関連物品を、IaaS (Infrastructure-as-a-Service) プロバイダー (例: データセンター) などの外国事業者に対して輸出、再輸出または国内移転する場合で、当該事業者が当該技術または物品を D:5 に属する地域「のために」またはこれらの国などを「代理して」AI モデルトレーニングに使用する場合
- EAR の規制対象である高度コンピューティング用 IC および関連物品が、エンドユーザーやエンドユースの変更 (すなわち「国内移転」) を伴って使用されることを「承知している (knowledge)」場合。この規則は、IaaS プロバイダー等が既に保有している IC が、軍事情報目的や大量破壊兵器の開発などの禁止されたエンドユースのために、当該国や地域「のために」またはこれらの国などを「代理して」AI モデルトレーニングに使用されるケースを含む
- 「米国人」が「承知している」状態で、当該国や地域「のために」またはこれらの国などを「代理して」AI モデルトレーニングを支援するような「契約、サービス、または雇用」を遂行または支援する場合

2. 「中国製 3A090 分類 IC」に関する GP10 のガイダンス:

GP10 は、あらゆる者に対して、3A090 分類 IC に関連して、ほぼいかなる行為を行うことを[禁止](#)しています。これは、EAR の違反が「発生した、発生しようとしている、または意図されている」ことを「承知している」状態に適用されます。特に、本ガイダンスでは以下の点が示されています:

- 中国に「所在する、または本社を置く、あるいは最終的な親会社が中国に本社を置いている」企業が設計したすべての 3A090 分類 AI 用 IC の輸出に対し、EAR の制限が推定されること
- これらの技術の輸出、再輸出および国内移転について BIS の承認を得ていない者または法人 (entities) が GP10 に違反した場合には、重大な刑事および行政上の制裁が科されること
- Huawei 製チップ Ascend 910B、910C、910D シリーズを具体例として、網羅的でないが EAR の制限対象と推定されるチップのリストが提示されていること

3. 高度コンピューティング用 IC の輸出規制迂回防止に関するガイダンス:

BIS が発表した「[高度コンピューティング用 IC の迂回防止に関する業界向けガイダンス](#)」では、網羅的ではないものの、輸出管理規則の迂回行為を識別するためのレッドフラグ(危険信号)のリストが示されています。本ガイダンスは主として、高度な IC が第三国経由で中国に再輸出されるといった輸出規制「迂回」行為を防止することを目的としています。

また、本ガイダンスでは、迂回リスクを評価する際に推奨されるデューデリジェンスのベストプラクティスとして、以下の点が挙げられています:

- 顧客の法人設立形態、所有構造および本社所在地を考慮すること
- 取引に関与するすべての当事者から詳細なエンドユーザーおよびエンドユースの証明書を求めることに加えて、「顧客の事業内容が注文された品目と整合しているかどうか」を判断するなど、エンドユーザーおよびエンドユースを検討すること
- 当該技術や製品の輸出、再輸出または国内移転に関して EAR によるライセンス要件が存在することを、潜在的な国内外の顧客に対して通知すること

中国の反応および報復措置の可能性

中国商務部は、BIS による最新のガイダンスを「一方的ないじめと保護主義」と非難し、中国国内の個人または組織が、米国による最新の AI 輸出規制に従った場合、またはその遵守を支援した場合には、2021 年に施行された反外国制裁法を含む中国の法律および規制に違反した疑いがあると警告しました。想定される対抗措置としては、渡航禁止、国外退去、資産の凍結および差押え等が含まれる可能性があります。

また、企業は、中国が 2020 年施行の輸出管理法(出口管制法)および 2022 年施行の対外貿易法に基づき輸出制限を発動する可能性にも留意し、それに伴うサプライチェーンの混乱リスクに警戒を怠らないようにする必要があります。

今後の見通し

AI 用半導体規制輸出管理規則の撤回は、現政権および AI 業界のステークホルダーによって過度に制限的であるとみなされてきた規制枠組みを見直すという、政権全体のより広範な政策見直しの一環と位置付けられます。

ただし、BIS は、AI 用半導体規制輸出管理規則と併せてバイデン政権下で導入された「高度コンピューティングデューデリジェンス規則(Advanced Computing Due Diligence Rule)」の撤回については現時点で発表していません。この暫定最終規則は、半導体チップ製造の前工程を担う製造業者(front-end fabricators)や後工程を担う(Outsourced Semiconductor Assembly and Test)企業が、自社の設計性能を偽って高度コンピューティング用 IC に対する輸出管理を迂回する行為を防止することを目的としています。特に、輸出管理分類番号 3A090 に付された注記 1 により、16/14 ナノメートル以下のプロセスを用いて開発されたチップは、反証されない限り 3A090.a に該当すると推定されることが定められています(詳細は[過去の記事](#)をご参照ください)。

企業は、今後 BIS が発表するであろう新たな規則においても、EAR 上の輸出管理制度の下で 3A090 に該当する高度コンピューティング用 IC が引き続き対象となることを想定すべきです。ただし、バイデン政権下の AI 用半導体規制輸出管理規則と比較して、より簡素化された規制内容となるでしょう。また、トランプ政権は、中国企業または中国資本の企業による高度

コンピューティング用チップを活用した IaaS サービスの提供について、より広範な制限を設ける方向を模索する可能性があります。現時点でこのような規則は実施されていません。さらに、米中間の技術分野における貿易緊張が高まる中、企業は自社の内部サプライチェーン管理体制が最新の輸出管理規制に準拠しているかを継続的に確認する必要があります。高度 IC に対するエンドユーザーまたはエンドユース制限への違反は重大な行政制裁および刑事罰が科されるおそれがあるので、このリスクを回避するうえ、以上のような対応は重要です。

本稿の原文(英文)につきましては、[Trump Administration Rescinds Biden's AI Diffusion Rule](#) をご参照ください。

本稿の内容に関する連絡先

Stephan E. Becker

stephan.becker@pillsburylaw.com

Nancy A. Fischer

nancy.fischer@pillsburylaw.com

Matthew R. Rabinowitz

matthew.rabinowitz@pillsburylaw.com

Sahar J. Hafeez

sahar.hafeez@pillsburylaw.com

Roya Motazed

roya.motazed@pillsburylaw.com

Barbra E. Kim

barbra.kim@pillsburylaw.com

Santiago J. Herdoiza

奈良房永 (日本語版監修)

fusae.nara@pillsburylaw.com

東京オフィス連絡先

白井 勝己

katsumi.shirai@pillsburylaw.com

サイモン・バレット

simon.barrett@pillsburylaw.com

松下 オリビア (日本語対応可)

olivia.matsushita@pillsburylaw.com

ニューヨークオフィス連絡先

秋山 真也

shinya.akiyama@pillsburylaw.com

Legal Wire 配信に関するお問い合わせ

田中里美

satomi.tanaka@pillsburylaw.com

This publication is issued periodically to keep Pillsbury Winthrop Shaw Pittman LLP clients and other interested parties informed of current legal developments that may affect or otherwise be of interest to them. The comments contained herein do not constitute legal opinion and should not be regarded as a substitute for legal advice.

© 2025 Pillsbury Winthrop Shaw Pittman LLP. All Rights Reserved.